

ふじみ野市立市民交流プラザ条例新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;"><u>ふじみ野市立市民交流プラザ条例</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(設置)</u></p> <p><u>第1条 市民の幅広い活動と人とのふれあいや世代間の交流などの様々な市民交流活動を通じて、活力ある地域社会づくりを進めるため、ふじみ野市立市民交流プラザ(以下「交流プラザ」という。)をふじみ野市福岡一丁目2番5号に設置する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(業務)</u></p> <p><u>第2条 交流プラザは、次に掲げる業務を行う。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(1) 交流プラザの利用に関すること。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(2) 前号に掲げるもののほか、交流プラザの設置の目的を達成するために必要なこと。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(休館日)</u></p> <p><u>第3条 交流プラザの休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日とする。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の規定にかかわらず、交流プラザの管理上必要があると認めるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(利用時間)</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>ふじみ野市立市民交流プラザ条例</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(設置)</u></p> <p><u>第1条 市民の幅広い活動と人とのふれあいや世代間の交流などの様々な市民交流活動を通じて、活力ある地域社会づくりを進めるため、ふじみ野市立市民交流プラザ(以下「交流プラザ」という。)をふじみ野市福岡一丁目2番5号に設置する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(業務)</u></p> <p><u>第2条 交流プラザは、展示ルーム、軽体操室、A会議室、多目的ホール、多目的ホール控室兼打合せ室、B会議室、音楽練習室、特別会議室及び附属設備(以下「施設等」という。)の利用に関する業務を行う。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p><u>第3条 市長は、交流プラザの管理を指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(指定管理者の業務)</u></p>

第4条 交流プラザの利用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。

(利用の許可)

第5条 交流プラザを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において交流プラザの管理上必要があると認めるときは、当該利用に係る条件を付することができる。

(利用の制限)

第6条 市長は、交流プラザの利用が次の各号のいずれかに該当するとき、その利用を制限することができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 交流プラザを損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

第4条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる業務で市長が指定する業務

ア 交流プラザの施設、設備等の維持管理に関する業務

イ ふじみ野市立児童センター条例(平成17年ふじみ野市条例第90号)第2条に規定するふじみ野市立東児童センターの施設の維持管理に関する業務(同条例第14条第1項第3号に規定する業務を除く。)

ウ ふじみ野市保健センター条例(平成17年ふじみ野市条例第102号)第2条に規定するふじみ野市保健センターの施設の維持管理に関する業務

(2) 第2条に規定する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第5条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、交流プラザの管理を行わなければならない。

(休館日)

第6条 交流プラザの休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日とする。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が交流プラザの利用を制限する必要があると認めるとき。

2 交流プラザを引き続いて利用できる期間は、5日とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第7条 第5条の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は交流プラザの管理上特に必要があると認めるときは、許可に係る条件を変更し、若しくは交流プラザの利用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

(1) 利用許可の申請に偽りがあったとき。

(2) 許可の条件に違反したとき。

(3) 第14条の規定による遵守事項又は指示に違反したとき。

2 市長は、利用者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(使用料)

第9条 利用者は、第5条の許可を受けた際に別表に定める使用料を納付

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が管理上必要と認め、市長が承認したときは、休館日に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(利用時間)

第7条 交流プラザの利用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、指定管理者が管理上必要と認め、市長が承認したときは、利用時間を変更することができる。

(利用の許可)

第8条 交流プラザを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、利用許可書を交付するものとする。

3 指定管理者は、第1項の許可をする場合において、交流プラザの管理のため必要があると認めるときは、条件を付して利用させることができる。

(利用の許可の制限)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、

しなければならない。

(使用料の免除)

第10条 市長は、公用に供し、又は災害その他市長が特別に認めるときは、前条に規定する使用料を免除することができる。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、交流プラザの利用が終了したときは、速やかにこれを原状に復さなければならない。第6条の規定により利用を制限され、

交流プラザの利用を許可してはならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設等をき損するおそれがあると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、交流プラザの管理上支障があると認められるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第10条 第8条第2項の規定により交流プラザの利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用の許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、交流プラザの管理上必要があると認めるとき、又は利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該許可に係る条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) 利用の許可の申請に偽りがあったとき。

(2) 利用の許可の条件に違反したとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 指定管理者は、利用者が前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(利用料金)

第12条 指定管理者は、第8条第2項の規定による交流プラザの利用許可書を利用者に交付すると同時に交流プラザの利用料金を当該利用者か

又は第8条第1項の規定により利用を停止され、若しくは許可を取り消された場合も同様とする。

- 2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長において原状に復し、これに要した経費は、当該利用者の負担とする。

(損害賠償)

第13条 利用者は、故意又は過失により交流プラザを損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(遵守事項及び指示)

第14条 市長は、利用者の遵守事項を定めるとともに、管理上必要があると認めるときは、当該利用者に対し、その都度必要な指示をすることができる。

(指定管理者による管理)

第15条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定

ら徴収するものとする。

- 2 前項に規定する指定管理者が利用者から徴収する利用料金は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

- 3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の免除)

第13条 指定管理者は、公用に供し、又は災害その他市長が特別に認めたときは、前条に規定する利用料金を免除することができる。

(利用料金の還付)

第14条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その一部又は全部を還付することができる。

- (1) 交流プラザの管理上特に必要があるため、指定管理者が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、交流プラザを利用することができないとき。
- (3) 利用者が、利用料金を納付した後、規則で定める日までに利用の取消しの届出を行ったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が特別の理由があると認めるとき。

(原状回復)

第15条 利用者は、交流プラザの利用を終わったときは、直ちに利用した施設又は設備を原状に復さなければならない。第11条第1項の規定に

管理者」という。)に、次に掲げるものを行わせることができる。

(1) 第2条各号に掲げる業務

(2) 交流プラザの維持管理に関する業務

(3) ふじみ野市立児童センター条例(平成17年ふじみ野市条例第90号)

第2条に規定するふじみ野市立東児童センターの施設の維持管理に関する業務(同条例第14条第1項第3号に規定する業務を除く。)

(4) ふじみ野市保健センター条例(平成17年ふじみ野市条例第102号)第

2条に規定するふじみ野市保健センターの施設の維持管理に関する業務

(5) ふじみ野市立児童発育・発達支援センター条例(令和3年ふじみ野市

条例第1号)第1条に規定するふじみ野市立児童発育・発達支援センターの施設の維持管理に関する業務

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 第1項の規定により、指定管理者に交流プラザの管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第3条第2項、第4条第2項、第5条、第6条、第8条、第11条ただし書、第12条第2項及び第14条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条第2項、第4条第2項及び第6条第1項第3号中「認める」とあるのは「認め、市長の承認を得た」と、第9条の見出し、第10条(見出しを含む。)、第11条(見出しを含む。)及び別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第9条中「使用料」とあるのは「額の範囲において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めた利用料金(以下「利用料金」という。)」と、第10条中「市長は」とあるのは「指定管理者は」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定により、指定管理者に交流プラザの管理を行わせる場合において、前項の規定により読み替えて適用される第9条の規定により

より利用の停止又は許可の取消しを受けたときも同様とする。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、指定管理者において原状に復し、利用者からこれに要した費用を徴収することができる。

3 第1項の規定により、指定管理者に交流プラザの管理を行わせる場合において、前項の規定により読み替えて適用される第9条の規定により

利用者が納付すべき利用料金は、指定管理者の収入とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第16条 指定管理者は、法令、条例、条例による規則その他市長が定めるところに従い、交流プラザの管理を行わなければならない。

(その他)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表(第9条関係)

(単位:円)

施設区分	時間区分		
	午前 (午前9時から正 午まで)	午後 (午後1時から午 後5時まで)	夜間 (午後6時から午 後9時30分まで)
展示ルーム	1,400	1,900	1,700
軽体操室	1,100	1,500	1,300
A会議室	600	800	700
多目的ホール	2,200	3,000	2,600
多目的ホール控室兼 打合せ室	300	500	400
B会議室	500	700	600

利用者が納付すべき利用料金は、指定管理者の収入とする。

(損害賠償)

第16条 利用者は、交流プラザの施設若しくは設備を損傷し、又は物品を滅失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(遵守事項)

第17条 指定管理者は、交流プラザの利用に関し遵守事項を定めるとともに、管理上必要があるときは、その都度指示できるものとする。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、交流プラザの管理及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

別表(第12条関係)

交流プラザ利用料金

(単位 円)

室名	時間		
	午前 9時～12時	午後 1時～5時	夜間 午後6時～午後9 時30分
展示ルーム	1,400	1,900	1,700
軽体操室	1,100	1,500	1,300
A会議室	600	800	700
多目的ホール	2,200	3,000	2,600
多目的ホール控室兼 打合せ室	300	500	400
B会議室	500	700	600

音楽練習室	900	1,200	1,100
特別会議室	1,000	1,300	1,100

備考

- 1 利用者が連続して複数の時間区分において施設を利用する場合は、各時間区分の間の時間も当該施設を利用することができるものとし、当該時間については、使用料を徴収しない。
- 2 ふじみ野市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学している者以外の者が利用する場合の使用料は、当該区分の使用料の金額に1.5を乗じて得た額とする。
- 3 入場料(入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。以下同じ。)を徴収する場合の使用料は、次の各号に掲げる1人当たりの入場料の額に応じ、当該各号に定める率にこの表の金額を乗じて得た額とする。
 - (1) 500円以下の場合 1.2
 - (2) 500円を超え2,000円以下の場合 1.3
 - (3) 2,000円を超え3,000円以下の場合 1.5
 - (4) 3,000円を超える場合 1.8

音楽練習室	900	1,200	1,100
特別会議室	1,000	1,300	1,100

備考

- 1 利用者が連続して複数の時間区分において施設を利用する場合は、各時間区分の間の時間も当該施設を利用することができるものとし、当該時間については、利用料金を徴収しない。
- 2 ふじみ野市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学している者以外の者が利用する場合の利用料金は、当該区分の利用料金の額の5割相当額を加算した額とする。
- 3 入場料金その他これに類する料金(以下「入場料金」という。)を徴収する場合の利用料金は、当該区分の利用料金の額に次の各号に掲げる率を乗じて得た額を加算した額とする。
 - (1) 入場料金が500円以下の場合 2割相当額
 - (2) 入場料金が500円を超え2,000円以下の場合 3割相当額
 - (3) 入場料金が2,000円を超え3,000円以下の場合 5割相当額
 - (4) 入場料金が3,000円を超える場合 8割相当額